

# 青森県報

第三千二百十四号

平成二十二年  
三月二十三日  
(火曜日)

## 目次

### 規 則

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則……

(健康福祉課) …… 一

### 告 示

障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定……

(障害福祉課) …… 二

### 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する  
同法第十条第二項の規定による公告……

(県民生化課) …… 二

建設業者の許可の取消し……

右 同 …… (県青地局) …… 二

右 同 …… (県青地局) …… 三

右 同 …… (県青地局) …… 三

右 同 …… (県青地局) …… 三

右 同 …… (県青地局) …… 四

### 人事委員会

人事委員会規則六 一八(公益的法人等への職員の派遣等)  
の一部を改正する規則……

(職員課) …… 五

## 規 則

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第十一号

医学及び医療技術者等研修規則の一部を改正する規則

医学及び医療技術者等研修規則(昭和三十六年一月青森県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「認定した」を「指定した」に、「学校」を「大学、学校」に、「実施研修」を「臨地実習」に改め、同条に次の一号を加える。

六 管理栄養士養成施設に在学中で公衆栄養学の臨地実習をする管理栄養士実習生  
第三条に次の一号を加える。

一 年以内

第五条第二項中「第一条第五号」を「前項の規定にかかわらず、第一条第五号」に、「学校又は養成所」を「大学、学校若しくは養成所の長又は管理栄養士養成施設」に改める。

別記様式の(その一)中、「保健師、助産師、看護師実習生」を削り、同様式の(その二)中「学校又は養成所」を「大学、学校若しくは養成所」及び「保健師、助産師、看護師実習生」の次に「(臨床栄養士実習生)」を加える。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

青森県告示第百七十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
弘前大学医学部 附属病院	弘前市大字本町五三	肝臓移植に関する医療	平成 三・四・一

青森県告示第百七十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年月日
	名 称	所 在 地		
板谷 博幸	独立行政法人 労働者健康福 祉機構 青森 労災病院	八戸市大字白銀町 字南ヶ丘一	心臓血管外科 （心臓機能障害）	平成 三・四・一
八重垣 誠	青森県立はま なす医療療育 センター	八戸市大字大久保 字大塚一七の七二	整形外科（肢体 不自由）	〃
三上 貴史	黒石市国民健 康保険黒石病 院	黒石市北美町一丁 目七〇	内科（肝臓機能 障害）	〃

# 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日  
平成二十二年二月十六日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あもり24
  - 三 代表者の氏名  
佐藤 廣則
  - 四 主たる事務所の所在地  
青森市北金沢一丁目一五の二一
  - 五 定款に記載された目的  
この法人は、障害者及び高齢者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。
- 建設業者の許可の取消し
- 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
- 平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 カネイシ石岡組

二 氏名 石岡 巖

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字平野七六の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第二〇〇〇二五号

五 取消年月日 平成二十二年二月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年五月二十日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。  
このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社サワダ工務店

二 代表者の氏名 澤田 一磨呂

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡今別町大字浜名字中宇田三三の九〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第一〇〇一六六号

五 取消年月日 平成二十二年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十二月三十一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 奈良電業株式会社

二 代表者の氏名 奈良 武紀

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野二二の五〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第四八二〇号

五 取消年月日 平成二十二年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。  
平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 奈良電業株式会社

二 代表者の氏名 奈良 武紀

三 主たる営業所の所在地 青森市大字幸畑字阿部野二二の五〇

四 許可番号 青森県知事許可(特 一八)第四八二〇号

五 取消年月日 平成二十二年二月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年二月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鶴賀左官工業
- 二 氏名 鶴賀 光弘

三 主たる営業所の所在地 つがる市森田町大館鳴海二七〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第七〇〇〇三一号

五 取消年月日 平成二十二年二月一日

六 取消しに係る建設業の許可

左官、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年十二月二日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社花田建設

二 代表者の氏名 花田 今世

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ヶ岡亀山七八の一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第六八二八号

五 取消年月日 平成二十二年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十二年三月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社花田建設

二 代表者の氏名 花田 今世

三 主たる営業所の所在地 つがる市木造亀ヶ岡亀山七八の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第六八二八号

五 取消年月日 平成二十二年二月三日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、大工、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、内装仕上、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十二年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

人 事 委 員 会

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を改正する  
規則

人事委員会規則六 一八（公益的法人等への職員の派遣等）の一部を次のように改  
正する。

別表第一中 「社会福祉法人青森県社会福祉協議会」を 「社会福祉法人青森県社会福  
祉協議会」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭